



にあることは私は承知いたしていませんので、裁判所を裁判所と改題して、我々は生命、身体、財産、名誉すべての権利の保護を裁判所に求めておるのであります。裁判所は、この裁判所の裁判官の構成につきましては、国家公務員法第五條のようにな制限もいたしてありません。三人とも同じ大学の出身でございませうと、同じ府県の出身でございませうと、同じその人にして公正に判断し得るものならば差支えないように思っております。それからこの外務人事審議会と同じような機能を営みます人事院の公平委員会、これについては全くさようなことを眼中に置かないでやっております。三人とも公平委員が同じ大学の卒業生であることもございませうし、殊にすべての公平委員は人事院の事務総局の職員ばかりであるのが原則でございませう。たゞ、外部から学識経験者を加えざるけれども、結局公平委員会の構成は、大体において人事院は職員のみでやっておりますのでございませう。さらばと言つて人事院の公平委員会が非常な不公平なことをやっておりますというふうな非難もないように考へております。そこでこの外務人事審議会の構成を見ますと、その点はむしろ非常に心してやつておるよう思つております。即ち最前申しましたように、五人のうち一人だけが外務省の職員であつて、一人は人事院の職員、他の三名は外部から学識経験者を持つて来るというの、その出身学校云々というふうなことはやしませんけれども、結局これは公平を旨として、成るべくあつちこつちから人を集める、こういう趣旨でございませうに思ひます。

するので、国家公務員法第五條というふうな規定のところまで行く必要はないように思つております。

○吉川末次郎君 私はどうも津井総裁がいつかの間にかやはり役人くさくなつて、福澤先生の伝統的な精神を蹂躪したような御答弁をわざ／＼お言ひになつておられたら、どうも御答弁が甚だ不可解なもので、お答へになりました中で、こういうことがそのほかに規定されておらん、規定されておらんところの例として裁判所の構成についてお述べになりましたが、裁判官が裁判をする場合、その就職、懲戒、任免、その他のことを人事行政についてやりますところの立場にあるものと私は同じように考えられるのは非常におかしい。むしろさういうふうなことをおつしやるならば、人事委員会の構成に第五條末項のような規定があることそれ自身をも否定されなければならぬことになるのではないかと思つております。それからさういふ例がないというお話でありました。が、或いは法律規定ではなかつたかも知れませぬ。併し實際上さういふことは現在においても非常に強く言われ、又行われておるのであります。その例は私の知つておる範圍において挙げますれば、これ又あなたの役所と同じように、近く無理解なところの保守

政府の反動的な行政機構の改革によつて廃止されることになるだらうと思つておられますが、地方財政委員会であり、地方財政委員会の委員は御承知のように五名の委員を以て構成されておられます。ところがその委員の構成につきましても、これは東京帝国大学の卒業生をしてはならぬといふことを或る方面からサベツションを興えられ

たのであります。それを興えられておられるところのその学校の出身者からいふと、甚だ不愉快に思われることであると、私には日本の民主化のため、官僚の政治の再検討を行わなければならぬ、それが非常に必要であるという建前からいふと、私はその筋からさういふサベツションと処置といふものは、本当に日本国民の民主化を担つておられる第三者の公平なる私見であり、処置であつたと思つておられます。事実さういふことが行われた。その当時私委員長としてそのことに当面したのであります。さういふことがあつたのであります。これはさうして又殊に日本の官僚政治の改革のために必要なことだと思つておられます。それでほかには例がないかといふようなことをお答へになりますのは、私はあなたの仕事に対するところの熱意が甚だ不十分であると共に、さうした事実を無視してもさうした馬鹿げたことをばあなたがほかの官僚と同じようなイデオロギーによつて擁護せられる気持を、私は国会議員の一員として非難したいと思ひます。なほさういふお尋ねしたいこともあつたのでありますが、一応これで私はやめておきます。

○政府委員(津井清君) 吉川さんからさうだん／＼とおつしやられますと、誠にすさまじきものは宮仕いだと思ひます。これは政府委員一同さうに思つておるだらうと思ひます。併しなから吉川さんの御論議は、結局一つの大筋に立つておるのであります。結局これは逆コースだといふことが前提になつておるであらうと思ひま

すが、さようなことは私も信じておりません。これはこれだけのものではないです。それから学問云々の話もございませぬ。成るほど過去におけることはさうだつたらうと思ひますけれども、ともかく国家公務員法は平等取扱の原則にも立つております。これは公務員法の二十七條に明記することと申しますから、或る特定の学校の卒業生を又反対に排斥するといふことも公務員法の趣旨でないように存じます。

○委員長(有馬英二君) さういふ趣旨を以て。午後零時八分速記中止

午後零時二十四分速記開始

○委員長(有馬英二君) 速記を起して。續いて御質疑のおありのかたは御発言を願ひます。……別に御発言もないようございませぬから、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより外務公務員法案を議題といたしまして討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○徳川頼貞君 将来の日本の対外的交渉の任務を円満にさせる意味におきまして、私は本案に賛成いたします。

○吉川末次郎君 私は社会党第二控室を代表いたしまして本案に反対いたします。反対の理由につきましては、大体において昨日の私の質問のうちに意見が出ておると思はれるのでありますが、第一にはその節申上げましたよ

うに、国家公務員法を持つておられるところの、戦後の民主主義の発展に伴う官制制度の改革についての基本的な精神がこの法案の中には取入れられておらんといふこと、従つて国家公務員法の特例法であるといふところの建前を私たちが是認することができないといふこととあります。

なお細かい点についての反対理由は省略いたしますが、要約して申しますならば、これは政府の政治に対するいわゆる逆コースの線に沿つた改悪であつて、又従来の外務省の官僚が、いわゆる一種の官僚的悪習的特異性というものを依然として温存しようといふところの見解の上に立つて、それが諸種の形において表現されておると考へるわけでありませぬ。従つてこの法律案に反対しては反対したものであります。

○平林木一君 私は本案に賛成をいたします。併しこの機会に特に希望を申上げておきたいと思ひますことは、日本外交の再開を真近に控へまして本法案が施行いたされることを予測いたしました。その執行、運営が極めて我が國の独立外交に相即した多大の成果をもたらすことを深く期待いたしますのであります。

それにつきましても取りあはず要望いたしておきますことは、この法案の施行に当りましては、只今総理大臣が外務大臣を兼任いたしておられますが、むしろこの際速かにこの外務大臣を専任大臣とするの処置を政府は早急に講ずべきであるといふことをこの際強く要望いたしまして本案に賛成をいたします。

二



昭和二十七年四月七日印刷

昭和二十七年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所